

2 地域公共交通会議の今後のあり方について

(1) 改正点

- ①第1条関係 交通会議の設置について、旧・地域公共交通活性化協議会（以下「活性化協議会」という。）の意義を追加
- ②第2条関係 運賃に関する協議を運賃協議会（第9条関係）で行うものとし、活性化協議会の協議事項を追加
- ③第3条関係 委員の人数を16人以内に改正（都市整備課長）
- ④第9条関係 運賃協議会の組織、会議について追加

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性増進を図り、地域の実情に即した運送サービスの実現に必要な事項並びに<u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定に基づき地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)</u>の策定及び実施に関する事項を協議することを目的として、宇美町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を置く。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) <u>地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様等に関する事項</u></p> <p>(2) <u>町運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</u></p> <p>(3) <u>生活交通の確保、維持及び改善のための事業に関する事項</u></p> <p>(4) <u>交通計画の策定及び変更に関する事項</u></p> <p>(5) <u>交通計画に定められた事業の実施に関する事項</u></p> <p>(6) 地域公共交通確保維持事業に関する事項</p> <p>(7) 交通会議の運営方法その他交通会議</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性増進を図り、地域の実情に即した運送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的として、宇美町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を置く。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) <u>地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項</u></p> <p>(2) <u>町運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</u></p> <p>(3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については協議を省略することができる。この場合において、町長は、決定事項を書面により速やかに交通会議へ報告するものとする。</p> <p>(1) 運行時刻の変更</p> <p>(2) 運行回数の増加変更</p>

<p>が必要と認める事項</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については協議を省略することができる。この場合において、町長は、決定事項を書面により速やかに交通会議へ報告するものとする。</p> <p>(1) 運行時刻の変更 (2) 運行回数の増加変更 (3) バス停留所の新設 (4) バス停留所の位置及び名称の変更</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 交通会議は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する委員 <u>16人以内</u>をもって組織する。</p> <p>(1) 町長又はその指名する者 (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者 (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者 (4) 鉄道事業者 (5) 住民又は利用者の代表者 (6) 九州運輸局福岡運輸支局の代表者 (7) 道路管理者 (8) 福岡県警察粕屋警察署の代表者 (9) 学識経験者 (10) その他町長が必要と認める者</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員が、委嘱又は任命されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。</p> <p>(会議の運営)</p> <p>第5条 交通会議に会長を置き、町長又はその指名する者をもってこれに充てる。</p> <p>2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。</p> <p>3 会長に事故等があった場合には、あらか</p>	<p>(3) バス停留所の新設 (4) バス停留所の位置及び名称の変更</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 交通会議は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する委員 <u>15人以内</u>をもって組織する。</p> <p>(1) 町長又はその指名する者 (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者 (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者 (4) 鉄道事業者 (5) 住民又は利用者の代表者 (6) 九州運輸局福岡運輸支局の代表者 (7) 道路管理者 (8) 福岡県警察粕屋警察署の代表者 (9) 学識経験者 (10) その他町長が必要と認める者</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員が、委嘱又は任命されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。</p> <p>(会議の運営)</p> <p>第5条 交通会議に会長を置き、町長又はその指名する者をもってこれに充てる。</p> <p>2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。</p> <p>3 会長に事故等があった場合には、あらか</p>
---	--

<p>じめ会長が指名する者がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 交通会議の会議(以下、「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 会議は原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。</p> <p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第7条 交通会議において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。</p> <p>(意見の聴取)</p> <p>第8条 会長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。</p> <p><u>(運賃協議会)</u></p> <p><u>第9条 法第9条第4項の規定により、乗合旅客運送の運賃及び料金(以下「運賃等」という。)について協議するため、交通会議に運賃協議会(以下「協議会」という。)を置く。</u></p> <p><u>2 協議会の委員は、交通会議の委員のうちから次に掲げる者をもって構成する。</u></p> <p><u>(1) 会長</u></p> <p><u>(2) 九州運輸局福岡運輸支局の代表者</u></p> <p><u>(3) 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者</u></p> <p><u>(4) 住民又は利用者の代表者</u></p> <p><u>3 協議会に会長を置き、交通会議の会長を</u></p>	<p>じめ会長が指名する者がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 交通会議の会議(以下、「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 会議は原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。</p> <p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第7条 交通会議において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。</p> <p>(意見の聴取)</p> <p>第8条 会長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。</p>
---	--

もってこれに充てる。

4 協議会の会長は協議会を代表し、会務を総括する。

5 第6条の規定は、協議会について準用する。この場合において、同条の規定中「交通会議」とあるのは「協議会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、シティプロモーション課において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

3 この条例の施行後最初に開催される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則(令和5年6月14日条例第15号)

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

附 則(一年一月一日条例第一号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間に改正後の第3条の規定により委嘱され、又は任命される委員(第4条第1項ただし書の補欠委員を除く。)の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱又は任命の日から令和9年3月31日までとする。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、シティプロモーション課において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

3 この条例の施行後最初に開催される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則(令和5年6月14日条例第15号)

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(2) 今後のスケジュール

令和8年3月定例会 議案上程

5月頃

新たな交通会議及び運賃協議会の開催

(3) 令和8年度の検討事項

- ①近接自治体へののり一と宇美の乗り入れについて
- ②のり一と宇美の運行時間、運賃の見直しについて
- ③西鉄バス4-1系統の利用者増に向けた取組について
- ④運賃協議会の協議を要しない軽微な案件について

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるなどの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧

道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることとする。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調つているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等*により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施 など
を想定

新

道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新

道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調つたときは、協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

(運賃) 協議会の進め方の例について

○開催方法

・一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第9条第4項に規定する協議会（以下、「運賃協議会」とする。）において協議を行う必要があります。

・運賃協議会の設置方法について、例えば以下の方法が考えられます。

地域公共交通会議の要綱に

①「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行う」旨の規定の追加

②「運賃協議分科会」や「運賃協議WG」にて協議を行う旨の規定の追加

その他、運賃協議会を新たに設置する方法などが考えられます。

・独禁法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催する必要があるあります。

※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で行うなどの留意が必要です。また、地域公共交通会議の開催前に構成員のみで協議を行う方法も考えられます。

※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議が必要となります。

○住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置について

・法令上の公聴会は例示にすぎないため、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、以下の方法での意見聴取も可能です。

(例) ※ () 内は想定する対象者

①パブコム（住民、利用者、利害関係者）

②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）

③自治会への説明会（住民、利用者）

④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）

①と②はいずれかを実施、③と④は併せて実施。※①or②or③+④

【その他】

- ・ホームページへ意見募集の掲載
- ・地域住民に対するアンケート調査 等

○その他

・道路運送法の手続きにおいて、「協議会において協議が調った書類（以下、「証明書」。）」を提出いただくところですが、運賃協議会で協議が調った事項についても証明書を作成いただき、運賃及び料金の設定（変更）届出に添付下さい。

※事業計画や運行計画についての証明書とは別に協議運賃についての証明書を作成いただくイメージです。